



Kumamoto City

News Release

平成30年12月4日

パートナーシップ制度の導入について

熊本市では、熊本市第7次総合計画の理念に基づき、「互いに認め支えあい、だれもが平等に参画できる社会の実現」をめざしています。

しかしながら、現状においては多様な性のあり方に市民等の理解が十分に浸透しているとは言えない状況です。

そこで本市では、市民の性の多様性及び人権尊重の理解を深めるため、並びに典型的とされていない性自認や性的指向を持つ方々のパートナーシップ関係の思いを受け止める仕組みとしてパートナーシップ制度を導入します。

- 1 導入の時期 平成31年4月1日から
- 2 法的根拠 (仮称) 熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
- 3 担当課 熊本市市民局市民生活部男女共同参画課

【お問い合わせ先】

男女共同参画課
電話：096-328-2262
課長：東原 福美
(ひがしばら ふくみ)
担当：主査・野口 大輔
(のぐち だいすけ)